

会 則



神奈川県サービス事業所連絡協議会

神奈川区サービス事業所連絡協議会

会則

第1章 総則

第1条（目的）

本会は、会員相互がサービスの質の向上、モラルの向上、及び地域の信頼獲得を図り、介護利用者及び家族がより高い水準のサービスを安心して受けることができるよう活動することを目的とする。

第2条（名称）

本会の名称は「神奈川区サービス事業所連絡協議会」（以下「本会」という。）とする。

第3条（活動）

本会は、目的達成のため、次の諸活動を行う。

- ① 事業所間の情報交流、連携の推進に関する活動
- ② 事業所と区の情報共有化の推進に関する活動
- ③ 事業所の業務に従事する者に対する意識啓発、技術の向上に資する研修等の共同企画、実施
- ④ 事業所情報の発信、PRに関する活動
- ⑤ 介護保険制度の運用に関する意見交換
- ⑥ その他、会の目的に資する諸活動

第4条（事務所の所在地）

1. 本会の事務所を横浜市神奈川区青木町 1-10 ステラレジデンス横浜 206 に置く。
2. 前項事務所に本会事務局を置き、本会の事務を行う。

第2章 会員

第5条（会員資格）

1. 神奈川区内に事業所があり介護・福祉・医療サービスを提供するもの。
2. 会員の単位は1事業所を1会員とする。ただし、同一住所に複数のサービス事業所を有する場合には、サービス事業ごとを1会員とする。
3. 前項に規定する会員の資格は次の各号に定めるものとする。
 - ① 介護保険法に定める介護・福祉・医療サービスを提供するもので、神奈川区内に事業所所在地を有するものを正会員とする。

- ② 介護保険法に定める介神奈川区内外に事業所所在地を有するものを準会員とする。

第 6 条（年会費）

会員は、年会費として参仟圓を納めなければならない。

第 7 条（入会手続）

1. 本会に入会を希望するものは、事業所登録の内容を事務局が確認できる場合を除き、事業所を証するものを提示し、別に定める「入会申込書」を本会の事務局に届出なければならない。
2. 入会にあたっては、第 6 条に定める当該年度年会費を事務局指定金融口座に振込にて納入するものとする。
3. 上記各号の手続きにより、入会手続き終了とし、本会会員の資格が得られるものとする。

第 8 条（変更手続）

会員は、入会時申込内容に変更があった場合、事務局宛に変更の申出、手続きをしなければならない。

第 9 条（除名・退会手続）

1. 会員が、本会会員であることがふさわしくないと判断されるときは会員資格を取り消される。
2. 次に該当する場合は、その事由が発生した日に遡って会員資格を取り消す。
 - ① 監督官庁から提供サービスの指定を取り消された場合
3. 次の各号に該当する場合は、役員会で審議し、総会において承認された日をもって会員資格を取り消す。
 - ① 本会の会員であることを悪用し、サービス利用者等に不利益を生じさせた場合
 - ② 本会の活動を妨害し、会員に不利益を生じさせた場合
 - ③ 地域・住民の本会への信頼を失墜させる行為があった場合
 - ④ 会費を滞納し、督促にも応じない場合
 - ⑤ その他著しい非行があった場合
4. 会員は、何時でも退会の申出、手続きをすることにより、本会を退会することができる。
5. 前 2， 3， 4 項に該当する場合、既に納入した年会費は返還しないこととする。

第 10 条（会員の責務）

会員は本会に対して、次の各号に定める責務を負う。

- ① 本会の目的達成のための努力
- ② 本会の円滑な運営への協力

- ③ 本会活動を通じた事業者の地位向上のための努力
- ④ 本会会費の納入

第3章 役員及び組織運営

第11条（役員の定数）

1. 本会には、次の役員を置く。
 - ① 会長 1 名
 - ② 副会長 2 名
 - ③ 会計 1 名
 - ④ 各部会長（副部長含）1 または 2 名
2. 会長は、本会を代表する。
3. 会長の選出は役員会の議決をもって、総会において承認を受けるものとする。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合又は欠けた場合は、その職務を代理する。
5. 副会長は会長の指名により決定する。

第12条（役員の任期）

1. 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 役員は再任されることができる。

第13条（代表の職務）

1. 会長の職務は次の各号に定めたものとする。
 - ① 会務の総括
 - ② 総会の招集
 - ③ 役員会の招集
 - ④ 会費の管理
2. 会の事務所を事業所連絡会事務局と称し、会の事務を行う。

第14条（総会）

1. 本会の事業の承認は、総会によって行う。
2. 総会は、定期に年1回開催する。
3. 総会は会長が招集する。
4. 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立し、議事は、出席会員の過半数で決する。

第15条（総会での審議事項）

総会では、次の各号について審議を行う。

- ① 事業計画、事業報告の承認
- ② 予算計画、決算報告の承認
- ③ 入会金変更の承認
- ④ 区の情報提供
- ⑤ 監督官庁による指導、情報提供
- ⑥ その他、本会の目的達成のための重要事項の審議、報告並びに承認

第 16 条（部会）

1. 第 3 条の諸活動を円滑に行うため、部会を設けることができる。
2. 部会は会員の発議により役員会で検討し、総会で承認された後に開設されるものとする。
3. 役員会の決定により、必要に応じて本会の会計から経費を支出することができる。

第 17 条（連携会その他委員会）

1. 第 3 条の諸活動を円滑に行うため、連携会その他委員会を設けることができる。
2. 連携会その他委員会は会員の発議により役員会で検討し、総会で承認された後に開設されるものとする。
3. 役員会の決定により、必要に応じて本会の会計から経費を支出することができる。

第 18 条（会計監査役）

1. 本会の会計を監査するため会計監査役 2 名を置く。
2. 会計監査役の任期は 2 年とする。ただし、補欠の会計監査役の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 会計監査役は、再任されることができる。

第 19 条（会計監査役の職務）

1. 会計監査役は、年度末に本会の会計帳簿を確認し、適正な会計がなされているか監査する。
2. 会計監査役は、総会において監査事項について会員に報告する。

第 4 章 資産及び会計

第 20 条（資産の管理）

1. 本会の資産は、代表が管理する。
2. 資産のうち現金は、金融機関に預け入れ保管する。

第 21 条（予算）

本会の予算は、毎会計年度開始前に、役員会において編成し、審議、決定のうえ、総会の

承認を受けなければならない。

第 22 条（決算）

1. 本会の決算は、毎会計年度終了後役員会において作成し、会計監査役の監査を経てから、総会の承認を受けなければならない。
2. 前項の認定を受けた書類については、事務所に備えて置くとともに、本会の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
3. 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。運用資産について、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

第 23 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 24 条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、新たに支出の負担等が生じた場合は、役員会において審議、決定し支出するものとする。

第 5 章 規約の変更その他

第 24 条（規約の変更）

この規約を変更しようとするときは、役員会において審議、決定し、総会において承認を受けなければならない。

第 25 条（規則の制定）

会の目的を達成するために必要な事項で、規約に定めのないものについては別途規則に定め、総会において承認を受けるものとする。

第 26 条（設立年月日）

本会の設立年月日を平成 30 年 6 月 20 日とする。

附則

令和元年 6 月 21 日より施行する。

令和 4 年 6 月 17 日 変更あり施行する